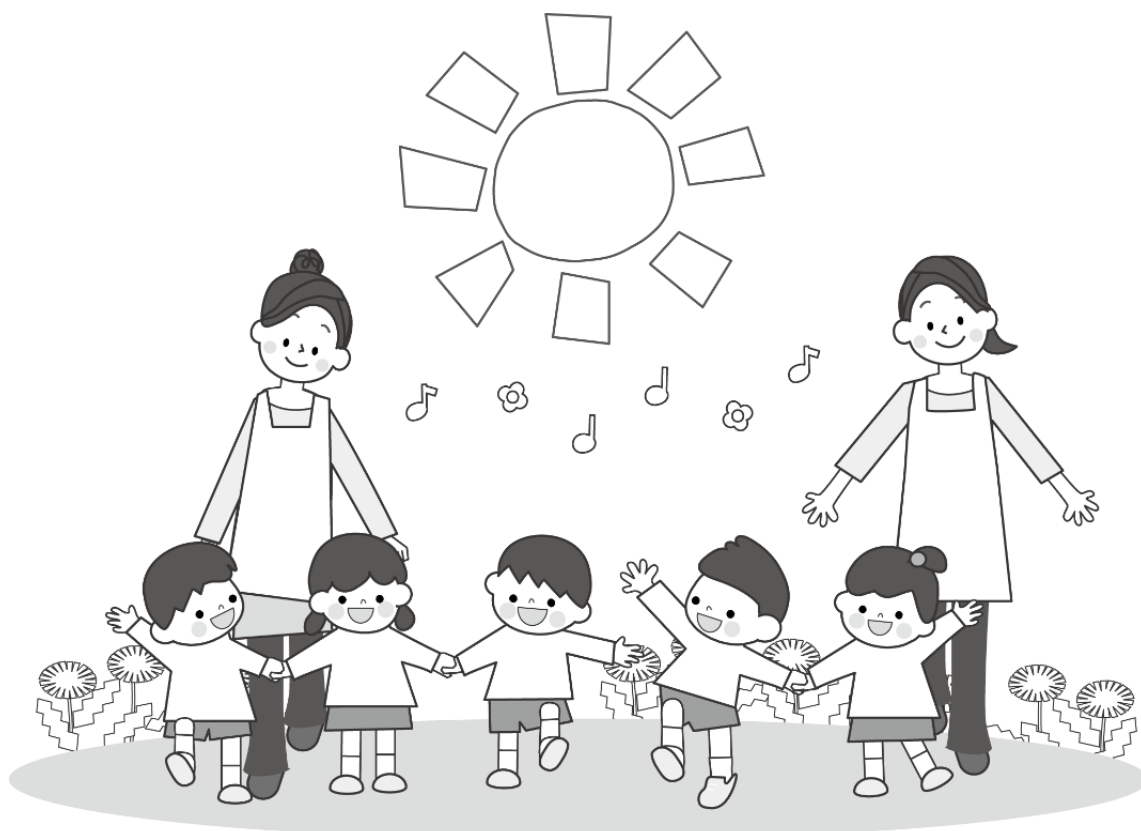


平成 29 年度

支給認定申請・幼児教育施設入所のてびき (1号認定用)

この案内には、支給認定申請や保育施設の入所申込みに関する手順や必要な書類等について重要なことを記載しています。内容をよく読んで申し込んでください。



- 幼稚園の保育料は保護者の市民税額（所得割額）によって決定しますので、市民税の申告されていない方は申告を済ませてください。（扶養に入っても申告は必要です。）
- 支給認定の申請や変更等には個人番号の確認が必要となります。

もくじ	ページ
1. 子ども・子育て支援制度について	1
2. 幼稚園・認定こども園の利用について	2
3. 保育料について	3～5
4. 入所後の手続きについて	6
5. 小城市内の幼児教育施設	6

【問い合わせ先】
小城市教育委員会 保育幼稚園課
保育幼稚園係 TEL 0952-37-6109

1.子ども・子育て支援制度について

①支給認定の種類

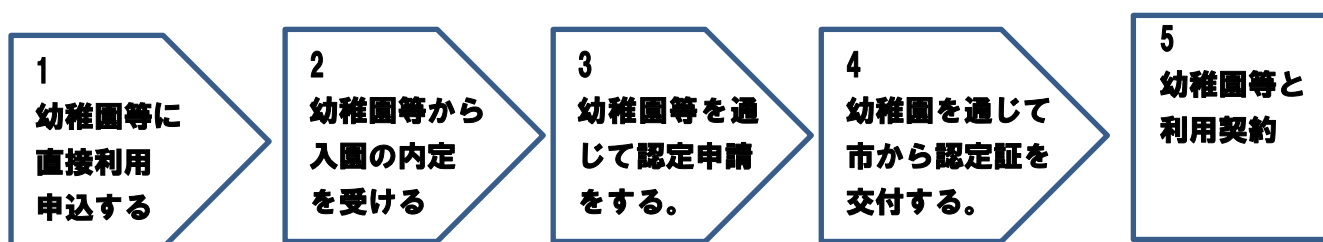
教育・保育施設の利用を希望する場合は、小城市から支給認定を受ける必要があります。支給認定には3種類あり、認定区分によって利用できる施設や申し込み先が異なります。

認定区分	子の対象年齢	対象世帯	利用できる施設・事業				申込先
			幼稚園	認定こども園	保育所	小規模保育施設	
1号認定	満3歳～就学前	保育を必要としない世帯	○	○	×	×	施設
2号認定	満3歳～就学前	保育を必要とする世帯	×	○	○	(注1)	小城市
3号認定	0歳～満3歳未満	保育を必要とする世帯	×	○	○	○	小城市

(注1) 4月1日現在の年齢が2歳の場合、年度途中で満3歳になっても、当該年度は小規模保育施設を利用できます。

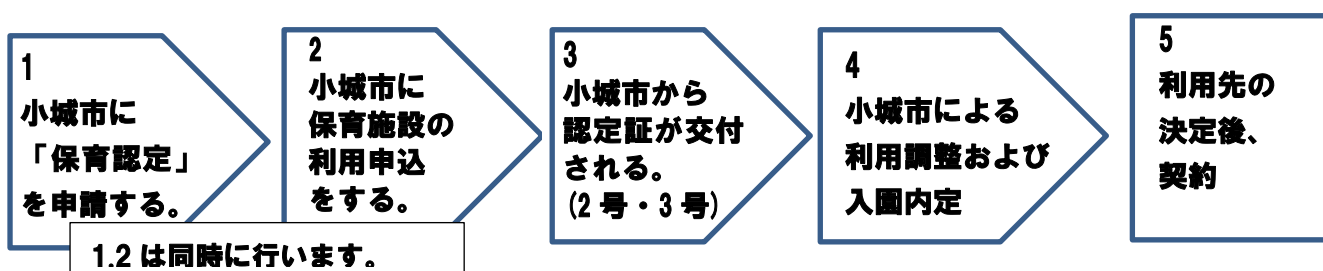
②支給認定別制度利用の流れ

1号認定（教育認定）



※1号認定を希望される方は、各園を通じて利用申込みを行います。

2号認定・3号認定（保育認定）



※2号認定・3号認定を希望される方は、保育幼稚園課で保育認定と利用申込みを行ってください。

2.幼稚園・認定こども園（教育部分）利用について

②認定の基準と有効期間

満3歳になれば、1号認定（教育認定）を受けることができます。
有効期間はお子さんの小学校就学前までとなります。

③支給認定申請兼入所申込書受付期限及び結果通知等発送予定

入所希望月	申請受付期限	結果通知発送予定
4月(第1次)	平成28年12月9日(金)	平成29年2月中旬
4月(第2次)	平成29年2月10日(金)	平成29年3月10日(金)
5月	平成29年4月10日(月)	平成29年4月20日(木)
6月	平成29年5月10日(火)	平成29年5月19日(金)
7月	平成29年6月9日(金)	平成29年6月20日(火)
8月	平成29年7月10日(月)	平成29年7月20日(木)
9月	平成29年8月10日(木)	平成29年8月18日(金)
10月	平成29年9月8日(金)	平成29年9月20日(水)
11月	平成29年10月10日(火)	平成29年10月20日(金)
12月	平成29年11月10日(金)	平成29年11月20日(月)
1月	平成29年12月8日(金)	平成29年12月20日(水)
2月	平成29年1月10日(水)	平成30年1月19日(金)
3月	平成29年2月9日(金)	平成30年2月20日(火)

④支給認定申請・入所申込みに必要な書類

1. 平成28年度 支給認定申請書兼入所申込書（児童ごと）
2. 保育料の算定に必要な書類（P4④を参照してください。）

3.保育料について

①保育料の算定方法について

保育料は、市町村民税の所得割額を用いて決定します。

保育料算定の基礎となる市町村民税額は、基本的に父母の市町村民税の所得割額の合計額となります。父母の年収がともに103万円未満の場合は、同居の扶養義務者（祖父母等）の市町村民税等により保育料を算定します。

婚姻や離婚、祖父母等との同居や別居等世帯の状況に変更があった場合は、保育料が変更となる可能性があります。婚姻や祖父母との同居についてはその事実発生の日から、離婚や祖父母との別居の場合は保育幼稚園課への届出の日から適用となります。世帯状況に変更があった場合は、必ず保育幼稚園課までご連絡ください。

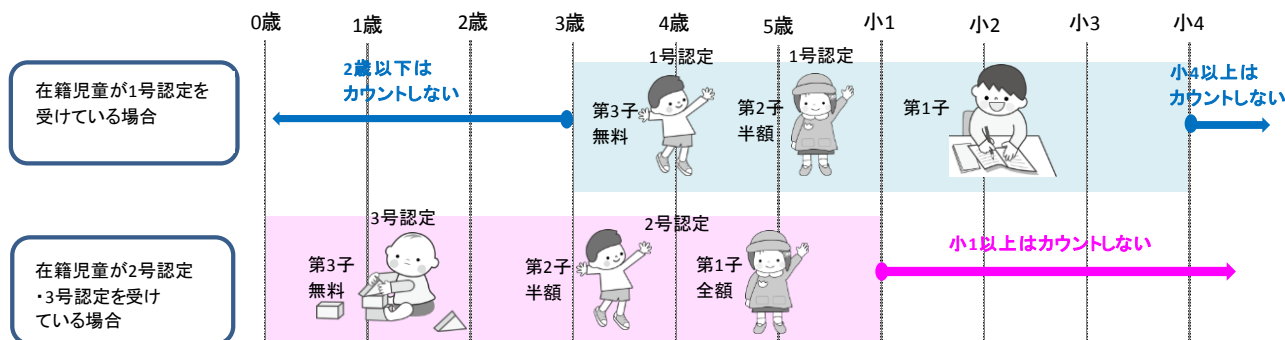
なお、具体的な保育料の額については、別紙小城市保育料基準表下段【教育認定】のとおりです。

②保育料の軽減

同一世帯において2人以上のこどもが保育施設に入所している場合は、在籍している子どもの認定区分により軽減内容が変わります。

・1号認定を受けている場合

年少から小学校3年生までの範囲内に子どもが2人以上いる時に最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。



・2号認定・3号認定を受けている場合

小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる時に最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子は半額、第3子以降は無料となります。

※どちらの場合も就学前の子どもは認定を受けて対象施設を利用していることが条件になります。

ただし、1号認定においては、B階層からC階層は兄弟の年齢にかかわらず、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円。2号認定においては、B階層からD1階層の一部（市町村民税57,700円未満）は兄弟の年齢にかかわらず、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円となります。

ひとり親等世帯は、教育認定の場合はC階層においては、第1子半額、2人目以降0円。保育認定においては、C階層からD2階層の一部（市町村民税77,100円以下）は第1子半額、2人目以降0円。（兄弟の年齢制限なし）

③保育料の切り替え時期

毎年9月が保育料の切り替え時期になります。



※H28年度の途中に満3歳児となり、認定区分が3号認定から2号認定へ変更になった場合でも、平成28年度中の保育料は変わりません。

④保育料の決定に必要な書類について

家庭の状況	必要書類
ひとり親家庭の場合	児童扶養手当証書の写しまたはひとり親家庭等医療受給資格者証の写し等
同居の親族の中に障がい者等がいる場合	障害者手帳の写しまたは療育手帳の写し等
兄弟が私学助成の幼稚園や特別支援学校の幼稚部等又は児童発達支援等の制度を利用している場合	在学証明書
離婚調停中の場合	離婚調停中を証明する公的な書類
平成27年1月1日に小城市に居住していなかった場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ H27年度市町村民税課税証明書（前住所地で取得） ・ H27年度（H26年分）源泉徴収票写またはH27年度（H26年分）確定申告書写
平成28年1月1日に小城市に居住していなかった場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ H28年度市町村民税課税証明書（前住所地で取得） ・ H28年度（H27年分）源泉徴収票写またはH28年度（H27年分）確定申告書写

⑤保育料の納付について

【公立幼稚園】

所定の保育料を本市に納付していただきます。

1. 納期限：月末（月末が土日祝日の場合は翌営業日）
2. 納付方法：納付書（毎月中旬に配布予定）払いまたは口座振替払い

《口座振替の手続きについて》

入所の決定後に市内指定口座の金融機関、保育幼稚園課に備えている「小城市税等口座振替依頼書」にご記入のうえ、直接金融機関にご提出ください。

保育料が納期限後に未納となっている場合には、児童手当からの徴収や給与等の差し押さえを行うことがあります。

【認定こども園】

認定こども園に入所される場合は、施設にお支払いいただくこととなります。お支払いの方法等については、各施設にご確認ください。

平成28年度小城市保育料基準表

【保育認定(2号・3号認定)】(保育所(園)、認定こども園、地域型保育事業)

階層	入所児童の属する世帯の階層区分	3号認定(月額)		2号認定(月額)			
		3歳未満標準時間	3歳未満短時間	3歳児標準時間	3歳児短時間	4歳以上標準時間	4歳以上短時間
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯 (母子・父子世帯等)	9,000 (0)	9,000 (0)	6,000 (0)	6,000 (0)	6,000 (0)	6,000 (0)
C	市町村民税所得割課税額 48,600円未満 (母子・父子世帯等)	19,500 (9,250)	19,300 (9,150)	16,500 (7,750)	16,300 (7,650)	16,500 (7,750)	16,300 (7,650)
D 1	72,800円未満	25,000	24,600	21,000	20,600	20,500	20,100
D 2	97,000円未満	30,000	29,600	25,000	24,600	24,000	23,600
D 3	133,000円未満	40,000	39,400	29,000	28,500	25,500	25,100
D 4	169,000円未満	44,500	43,800	31,000	30,500	25,800	25,400
D 5	301,000円未満	51,000	50,200	32,000	31,500	26,000	25,500
D 6	397,000円未満	62,000	61,000	34,000	33,400	28,000	27,500
D 7	397,000円以上	73,000	71,800				

※保育認定の保育料は保育標準時間(11時間)と保育短時間(8時間)の2つの区分に分かれます。

※3号認定の方が、年度途中で3歳のお誕生日を迎え、2号認定に切り替わっても、その年度中は3号の利用者負担金を適用します。

【教育認定(1号認定)】(幼稚園、認定こども園)

階層	入所児童の属する世帯の階層区分	1号認定(月額)	
		小城市立	私立
A	生活保護世帯	0	0
B	市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む) (母子・父子世帯等)	3,000 (0)	3,000 (0)
C	市町村民税所得割課税額 77,100円以下 (母子・父子世帯等)	6,000 (5,000)	14,800 (13,800)
D 1	211,200円以下	8,000	19,200
D 2	211,201円以上	10,000	24,500

※新制度に移行しない幼稚園は、従来どおり各園が定める保育料となります。

- ・教育認定の場合、小学校3年生までの範囲で、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円。
ただし、B階層からC階層は兄弟の年齢にかかわらず、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円。
- ・保育認定の場合、小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円。
ただし、B階層からD1階層の1部(市町村民税57,700円未満)は兄弟の年齢にかかわらず、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は0円。
- ・ひとり親等世帯は、教育認定の場合はC階層においては、第1子半額、2人目以降0円。保育認定においては、C階層からD2階層の1部(市町村民税77,100円以下)は第1子半額、2人目以降0円。(兄弟の年齢制限なし)
- ・4月から8月は前年度の市町村民税、9月から3月は当年度の市町村民税に基づき算定。

4.入所後の手続きについて

★支給認定区分や認定内容の変更、取消等

家庭状況等に変更が生じた場合は、手続きが必要です。速やかに保育幼稚園課に連絡し、必要な手続きを行ってください。

- ・児童・保護者の氏名・住所変更
- ・婚姻・離婚による世帯員の増減
- ・祖父母との同居・別居等による世帯員の増減

5. 小城市内の幼児教育施設

① 公立幼稚園

施設名	1号定員	所在地	電話番号
晴田幼稚園	110	小城町晴気 793 番地 1	73-3092
三日月幼稚園	200	三日月町三ヶ島 88 番地 1	73-2601



②認定こども園（幼稚園と保育園の機能を兼ね備えた施設）

施設名	1号定員	所在地	電話番号
小城ルーテルこども園	60	小城町 170 番地 2	72-3221
牛津ルーテルこども園	35	牛津町牛津 563 番地	66-0347
牛津こどもの森	21	牛津町柿樋瀬 324 番地 4	63-8848
あしかりこども園 (仮称)	70	芦刈町三王崎 327 番地 2 2	66-4836